

◆射水市に移住・定住する方を支援しています◆

きららか射水移住支援事業補助金

射水市では、定住人口の増加及び市内で増加している空き家の有効活用を図るため、本市に自らが定住する目的で空き家を購入する人に対し、補助金を交付し支援しています。



■ 補助金交付対象

補助金の交付を申請した日において、県内のいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない方又は県内に転入して6月を経過していない方で、以下のすべての要件を満たす方（※申請日前1年以内に市内から転出したことがある者を除く。）

- ・ 県外からの移住者（申請時に県外に5年以上居住している方又は、県内に転入して6月を経過していない方の場合は、県内に転入する前に県外に5年以上居住していた方）
- ・ 射水市空き家情報バンクに登録されている空き家を購入した方
- ・ 射水市に住民登録を行い、今後5年以上定住する見込みのある方

■ 補助金の額

射水市空き家情報バンクに登録されている住宅の購入に要した費用の2分の1以内
限度額 30万円 ※中学生以下の世帯員が2名以上場合は60万円

■ 申請に必要なもの

- 1 きららか射水移住支援事業補助金交付申請書
 - 2 売買契約書の写し
 - 3 住宅取得計画書
 - 4 誓約書
 - 5 県外に5年以上居住していることを確認できる書類
 - 6 その他市長が必要と認める書類
- ※ 1、3、4については、市ホームページからダウンロードできます。

■ 補助金の返還

補助金の交付を受け5年以内に転居又は転出、もしくは住宅を転売又は譲渡し、もしくは取り壊しを行ったときは、補助金の全額又は一部を返還してもらうことがあります。

《問い合わせ先》

射水市産業経済部観光・定住課

〒939-0292 射水市小島703番地 射水市役所大島分庁舎1階

TEL: 0766-51-6676 FAX: 0766-51-6691 E-mail: kankou-teiju@city.imizu.lg.jp